

令和9年（2027年）春の叙勲及び褒章候補者について

1 対象となる施設等（老人福祉関係）

- (1) 社会福祉法第2条第2項第3号に定める第1種社会福祉事業を行う事業所  
 ※老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホームまたは軽費老人ホームを経営する事業
- (2) 社会福祉法第2条第3項第4号に定める第2種社会福祉事業を行う事業所  
 ※老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業または認知症対応型老人共同生活援助事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センターまたは老人介護支援センターを経営する事業

2 推薦対象者及び要件等

叙勲・褒章	対象者等	要件等
叙勲Ⅰ類	社会福祉施設の長	○R9.4.29現在、70歳以上で、従事年数が20年以上（第1種の場合。第2種については25年以上）の者。
叙勲Ⅱ類	社会福祉施設の介護職員、指導員、看護師、理学・作業療法技術職員等	○R9.4.29現在、55歳以上の者で、次の(1)～(3)のいずれかを満たす者。 (1)特別養護老人ホーム勤務 ・日常生活の介護指導を行う介護職員、寮母、指導員等、看護師、看護助手、理学・作業療法技術職員（従事年数が20年以上） (2)養護老人ホーム等の入所施設たる第1種、第2種社会福祉事業所勤務 ・日常生活の介護指導を行う介護職員、寮母、指導員等（従事年数が20年以上） (3)第1種、第2種社会福祉事業所勤務（(1)(2)に掲げる者を除く） ・その他の専門職員（従事年数が25年以上）
黄綬褒章	社会福祉施設の寮母、看護師及びホームヘルパー等	○優れた事績を上げ、次の(1)または(2)を満たす者。 (1)第1種、第2種社会福祉事業所に勤務し、入所者と直接接することを本務とする寮母、生活支援員、看護師等 ・大臣表彰又は都道府県知事表彰を受けている者 ・現職者及び退職後1年以内の者 (2)ホームヘルパーとして派遣対象者と直接接することを本務とする職員 ・大臣表彰を受けている者 ・現職者であって継続して勤務している者

藍綬褒章	社会福祉施設の長	<p>○優れた事績を上げ、R9.4.29 現在、65 歳までの者で、従事年数がおおむね 15 年以上（第 1 種、第 2 種共通）の者。</p> <p>※ただし、R9.4.29 現在、66 歳以上で特別の事情がある場合は協議が必要。</p>
------	----------	--

3 提出書類 (1) 叙勲・褒章推薦者調書、(2) 履歴書